

次期消費者委員会への移行に当たっての留意事項（案）

令和元年 8 月 30 日
消費者委員会

第 5 次消費者委員会は、平成 29 年 9 月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行ってきたが、この 8 月末に任期満了を迎える。この間、建議や提言、意見等を計 25 件、諮問に応じた答申を計 20 件発出し、これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られるなど、確かな成果が得られたところである。

他方、継続的な取組やフォローアップ等が必要な課題、第 5 次委員会の任期中では十分に審議を尽くせなかった課題、第 6 次委員会の発足後に新たに対応が必要となることを見込まれる課題等も存在する。

このため、第 5 次委員会としては、この 9 月に発足する第 6 次委員会において、これらの課題への適切な対応のため、下記の点に留意して調査審議を行っていただくことを期待する。

記

1. 下部組織の運営について

次に挙げる部会及び専門調査会については、第 6 次消費者委員会の発足後、審議体制を整備することが必要である。また、新たに専門的な事項等を調査審議する場合には、必要に応じ、既存の下部組織を再開もしくは新たな下部組織を設置していただきたい。

(1) 新開発食品調査部会

特定保健用食品の表示の許可に関し、消費者委員会は、消費者庁より恒常的に諮問を受けることから、諮問に応じた調査審議の実施体制を常時備えている必要がある。

(2) 食品表示部会

食品表示法及び食品衛生法に基づく食品の表示基準の改正等に向けて消費者庁より諮問を受けた際への対応のため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(3) 公共料金等専門調査会

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保等に向けた課題を検討するため、調査審議の実施体制を継続することが必要である。

(4) 地方消費者行政専門調査会

2. 当面の主要課題

次に挙げる課題については、既存の下部組織等の再開や新たな下部組織の設置を含めて、引き続き関係省庁等の取組の監視を行う必要がある。

(1) 公益通報者保護制度

- 平成30年12月の答申を踏まえた検討状況やその進捗について定期的にヒアリングを行うなど注視する必要がある。

(2) 食品表示

- 本年8月に発出した提言を踏まえ、表示の「見やすさ」等に関する実態把握のための調査が速やかに行われるかについて、その取組を注視する必要がある。また、提言やその調査結果を踏まえ、消費者にとって分かりやすく活用される食品表示となるよう、関係行政機関における取組状況を継続的に注視する必要がある。
- 食品表示に係る理解度促進の取組について、その進捗や見直しの状況について注視する必要がある。

(3) 公共料金

- 平成29年1月に行われた東京都特別区及び東京都武三地区のタクシー運賃の組替えについて、令和2年1月末で3年を迎えることから、遅滞なく事後検証を行うべきである。
- 北海道旅客鉄道株式会社の運賃の改定について、長期ビジョンに基づく取組に対する国土交通省の丁寧な検証等の対応状況などについて、しかるべき時期に国土交通省へのヒアリングを含めた検証を行うべきである。

(4) 消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方

- 本年6月に発出した意見を踏まえ、消費者法（取引分野）の制度の整備その他の政策を立案・実施するなどに当たって本報告書が提示する観点を踏まえた関係省庁における取組を注視する必要がある。また、消費者委員会においても、その観点を踏まえて消費者政策について調査・審議を行うとともに建議等を発出していくことが不可欠である。

(5) プラットフォームが介在する取引の在り方に関する課題

- 本年4月に発出した提言を踏まえたプラットフォーム事業者の役割等を含む関係行政機関における取組状況を注視する必要がある。また、プラットフォーム事業者に集積される利用者の情報の取扱いに関する透明性の問題、海外事業者への対応等、今後の課題とされた論点についても引き続き検討を行う必要がある。

(6) 消費者行政新未来創造オフィス（新未来創造戦略本部）における取組

- 本年5月に発出した提言を踏まえ、提言発出後のオフィス（新未来創造戦略本部）における消費者庁等の取組について取組対象の選定過程を含めた状況、それらの取組の成果の国及び全国の地方公共団体の消費者行政への展開・活用の状況等を注視する必要がある。

3. その他の主な継続的課題

- 民法の成年年齢引下げを令和4年に控え、これを見据えた環境整備は喫緊の課題であり、それに向けた消費者教育の推進等の関係省庁の取組について継続的にフォローしていく必要がある。
- 新成人に対する健全な与信を確保するため、事業者の自主的な取組を推進していくための検討を進める必要がある。その取組状況を注視する必要がある。この与信については、現在クレジット過剰与信規制の緩和に向けた議論が進められているところであることから、その取組や検討の状況を注視する必要がある。
- 平成29年8月の消費者契約法に係る本委員会の付言を付した答申及び付帯決議への対応につき、残された今後の課題の検討を含め、消費者庁の取組を注視する必要がある。
- 1.（4）で示した課題に加え、目下の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組についても地方消費者行政強化作戦2020等も踏まえ、引き続き関係省庁における取組を注視する必要がある。
- これまでに行った建議・提言等について、関係省庁による取組を引き続きフォローしていく必要がある。

4. その他

- シンポジウムや意見交換会等の開催を通じ、地方や関係団体から直接意見を聴取することにより、消費者問題の現場との結び付きの強化を継続的に図ることが重要である。また、各種の民間団体等との連携を取りつつ、一般消費者の参画も得たフォーラムの開催等を通じて、消費者委員会の取組の成果等を共有していくことが重要である。
- 消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局体制の引き続きの充実・強化を図ることが重要である。
- 消費者委員会の活動やその成果等の認知度を向上させるための広報の取組について、新たな広報手段の活用等を含めた工夫を図ることが重要である。

（ 以 上 ）